県南広域振興局長告示第125号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第46条第2項の規定により、指定障害福祉サービス事業者が指定障害福祉サービス事業を廃止しようとする旨次のとおり届出があった。

平成29年9月29日

県南広域振興局長 細 川 倫 史

共同生活援助

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
0321500316	指定共同生活援助(介護サービス	奥州市前沢区あすか通三丁目	平成29年9月30日
	包括型) 事業所 あっとほーむ	2番地13	